

○労働者には、会社の主要取引銀行の口座を作ってもらいそこに毎月の賃金を振り込んでいます。最近ある労働者から他の銀行にしてほしいと申し出がありました。これに応じる必要がありますか。

⇒ 法律上、賃金の支払方法は、本人への直接払いが原則です。銀振振り込みとする場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります、その際本人が指定する本人名義の預貯金等の口座に振り込まれること、振り込まれた賃金の全額が所定の賃金支払日に引き出しうることを要件を満たしておく必要があります。したがってこのような場合は、本人が希望する銀行口座に変更する必要があります。

○営業職の賃金を完全歩合制（出来高払いの一種）で支払う場合、営業実績がなければ賃金の支払いは発生しないと考えてよろしいですか。

⇒ 営業実績がゼロであっても、労働している以上は支払い賃金額が実質上最低賃金で計算した賃金額を下回ることはできません。賃金が労働者の生活を支えていることを考慮すれば、一定額を保障する必要性があり、労基法でも第27条で出来高払いの保障給として保障給を定めるよう規定しています。この保障額の目安としては、平均賃金の60%程度とするのが妥当とされています。

○賃金計算の端数処理について教えてください。

⇒ ①1か月の賃金支払額（控除後の額）に100円未満の端数が生じた場合
→ 50円未満の端数を切り捨て、それ以上を100円に切り上げる。

②1か月の賃金支払額に1000円未満の端数が生じた場合
→ 翌月の賃金支払日に繰り越して支払う。

③割増賃金を計算する場合の端数処理

○1か月間の時間外、休日労働及び深夜労働について、それぞれの時間数の合計に1時間未満の端数がある場合

→ 30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。

○1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合

→ 50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。

○1か月間の時間外、休日労働、深夜労働について、それぞれの割増賃金に1円未満の端数を生じた場合

→ 50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。